

# 東日本大震災を教訓とする体育の防災教育論

## Some Thoughts concerning Disaster Prevention Education as Part of Physical Education Derived from the Great East Japan Earthquake

岸 本 肇

Hajime KISHIMOTO

### 概要

本研究は、東日本大震災における学校災害を分析し、体育の立場からその防災教育機能について考察しようとした。その結果、体育の目標、内容、方法および地域連携に関して、次の4点の重要性を明らかにした。

- ① 体育と防災教育のねらいは、子どもの「生命を守る」において共通する。
- ② 体育で育成される体力・運動能力は、災害から身を守る行動に役立つ。
- ③ 強制的に服従させる軍隊様式の集団行動と学校の防災訓練における統制的行動とは相容れない。
- ④ 「学校開放」は、子どもの遊びや人々のレクリエーションのためだけでなく、地域の防災拠点に役立ち得る。

キーワード：震災 地震 体育 教育 防災教育

### Abstract

This study analyzed damage done to schools by the Great East Japan Earthquake, and considered possible educational functions for disaster prevention from a standpoint of physical education. The summary of the results is shown below:

1. Physical education and disaster prevention education have in common the object of “physical protection” for children.
2. Physical fitness and motor abilities developed by physical education classes are useful for self-defense against this kind of disaster.
3. Forced militaristic mass and controlled behavior during school disaster drills are not consistent with obedience in children.
4. “The open school system” is able to serve not only as a place for physical activities and recreation for children and adults, but also as a disaster prevention center of the community.

**Keywords:** earthquake disaster, earthquake, physical education, education, disaster prevention education

## 1. 問題提起

1995年の阪神・淡路大震災（以下、阪神大震災と略す）で、一般に知られるようになった“PTSD”（心的外傷後ストレス障害）が、東日本大震災の被災児の間でも問題になっている。しかし、PTSDと推定される現象は、1923年の関東大震災のときにもあったことが、当時の文献からわかる。例えば、以下の記述のごとくである<sup>1)</sup>。

「即ち児童は震災のために著しく神経症状を起こすものが増したことである。・・・授業を開始してみると、コドモは茫然たる傾向があり、何事も受動的で、質問に対して考慮をめぐらすこと少く、危険に対しては頗る敏捷だと言ふことである。・・・尤もこの一時的神経性ショックは時日を経るに従ひ、・・・古い潜在性の意識が本になって神経性病氣や精神病を起こすことがある」

震災1年後の横浜でも、「震災が如何に児童の脳裏に沁み込んだか、一年餘を経たる今日さえ、尚、ガタガタとゆる僅かばかりの地震にも、忽ち顔色蒼ざめて表へ飛び出そうともがく」子どもがいたと記録されている<sup>2)</sup>。

震災が、子どもの「からだと心」を傷つけた歴史は繰り返されているのであり、PTSDの存在でもって、東日本大震災と子どもとの関係の特徴づけることはできない。

東日本大震災が引き起こした子どもの将来に関する大問題は、言うまでもなく、原発事故に伴う放射性物質の広域飛散の影響である。これは、阪神大震災被災地におけるアスベストの浮遊問題とくらべて、より深刻である。飛散しやすく、筋肉などに広がりがんの原因になりやすいとされるセシウムは、半減期まで約30年かかるとされる。このことを聞いて、子どもの健康について心配しない親・教師はいないだろう。

東日本大震災は、学校が活動している午後に発生した。9月1日、2学期始業式後で子どもが学校にいなかった関東大震災、および早暁に自宅で襲われた阪神大震災とは、そこが大きく異なる。今回の大地震は、そういう時間帯に起こったので、学校で教師と子どもが避難行動をしている最中に、地域住民がグラウンド、体育館等に避難してくる状況が生まれた。当然、親も学校へ子どもを迎えに来た。「学校が、子どもをどう守ったか」が問われたばかりでなく、「学校が、親・地域住民にどう対応したか」まで問われたのが、東日本大震災であった。

直接死の分布は、東日本大震災では水死92.5%、圧死・損傷死4.4%、焼死1.1%であり（検視された宮城・福島・岩手県13,135人について、2011.4、警察庁）、阪神大震災では窒息死・圧死・打撲死75.7%、焼死12.1%、水死・溺死「なし」であり（検視された

神戸市内 3,658 人について)<sup>3)</sup>、関東大震災では焼死 86.6%、溺死 8.9%、圧死 2.6% (「東京府」内の死者 60,198 人について)<sup>4)</sup>であった。つまり、東日本大震災では水死が、阪神大震災では建造物の倒壊等に伴う死が、関東大震災では焼死が、もっとも多かった。水死の原因は、関東大震災のときのように、火災から逃れようとして川・池で溺れたのではなく、津波である。

そのように考えると、東日本大震災は、わが国教育史上はじめて、子どもが、親・地域住民ともに死に直面する学校事故を随伴した自然災害といえることができる。古来、自然災害には慣れているはずの日本にもかかわらず、未経験の部分が多く、これまでの「防災教育」がどこまで通用したのか、様々に議論されている。本稿では、そのことに関する教育実践課題について、体育の目標・内容・方法、および体育と地域との観点から、文献、新聞、聞き取り調査結果を資料として、明らかにしようとするものである。

## 2. 生死を分けた学校の対応

### 2.1. 防災教育の成果－「釜石の奇跡」

釜石市（岩手県）の小・中学生の生存率は 99.8% だった。それは、他の津波災害地域とくらべると、奇跡的な出来事に見える。しかし以下に述べるごとく、釜石市の防災教育に携わってきた片田は、「奇跡」ではなく、教育と訓練の成果であるとし、大要、次のように述べている<sup>5)</sup>。

明治三陸大津波（1896 年）では、釜石町（当時）の人口 6,529 人のうち、4,041 人が犠牲となった。そういう歴史があるにもかかわらず、2000 年代に入った頃、防災意識調査によると釜石の住民は津波に鈍感になっており、津波警報が発令されても避難行動は不活発であり、社会人教育としての防災講演会も広がりには欠けていた。

そういう状況を知った片田は、市民無関心層に防災意識を広げる糸口を子どもに求める。やがて教育委員会・教員への働きかけが、功を奏する。防災教育のテキスト開発と授業研究が各学校で始まるのと並行して、津波防災教育が本格化したのは、2006 年からである。その最初は、アンケートによる親の意識改革であった。次に、親子参加による防災マップ作成や避難訓練が実施されるようになる。

避難訓練では、下校時を想定し、実際に地域住民に避難する子どもを誘導してもらった。防災マップづくりにおいては、リアリティとシミュレーションが重視され、そのために祖父母の津波体験が活かされた。

作成されたテキストによる津波防災教育の内容は、複数の教科にわたり、例えば下記のごとくである。

・小学校 4 年生「国語」：津波に関する記事を例として用い、伝えたいことをはっきり書

く練習をする。

- ・小学校5年生「家庭」：震災発生後、避難場所で炊き出しが行われてことを教え、自分たちでつくる。
- ・中学校1年生「数学」：釜石湾では地震発生後30分で津波がやって来ると想定される。地震発生後何分までに避難を開始すれば無事に避難できるかを計算する。
- ・中学校1・2・3年生「理科」：津波や地震の発生メカニズムを教えながら、三陸沿岸で津波が多い理由を学ぶ。

数学で津波を扱うなどは、ふつうでは考えつかないことである。釜石市の防災教育の斬新性がうかがえる。

ちなみに、釜石で片田が教えた「生き抜く力を育てる防災教育の避難3原則」は、次のとおりである<sup>6)</sup>。

原則1 「想定にとらわれるな」

原則2 「その状況下で最善をつくせ」

原則3 「率先避難者たれ」

釜石市立釜石東中学校生徒は、地震が起きると、自主的にグラウンドを駆け抜け、指定された高台の避難所へ逃れた。すると、隣接する釜石市立鶴住居小学校児童も、中学校との合同避難訓練どおり、そのあとに続いた。そしてさらに安全な高台へ避難し、事なきを得た。全体として、津波襲来までの10分程度の行動であった。明治と昭和の津波災害を免れた「浸水想定区域外」とらわれなかった子どもたちの行動は「原則1」に該当し、自分たちの判断で迅速に、より安全な高台へと避難した行動には「原則2」「原則3」が当てはまる。

年間5時間から10数時間の津波防災教育であったというから、時間的には学校の年間計画で少し配慮すれば時間配当できる防災教育の成果といえる。学校の防災教育と避難訓練の内容・方法について、「釜石の奇跡」から学ぶべき事柄は多いと思われる。

## 2.2. 適切な避難場所変更－教師集団の意思統一、地域の「知恵」

学校で取り決められて避難場所を、地震後、津波到来までの短い時間に、校長、教師が話し合い、変更したことで救われた学校がある。南三陸町立戸倉小学校（宮城県）<sup>7)</sup>と東松山町立浜市小学校（宮城県）<sup>8)</sup>とを、例に挙げる。

戸倉小学校は、校長の言によれば、震災前、それ以前にマニュアル化されていた避難先である高台を、校舎屋上に変更できないか、検討中だった（校長の権能により、すでに変更されていたとも解釈できる）。マニュアルの高台まで子どもの足で5分以上かかるので、最速3分間で襲来するとされる津波に対応できないからである。しかし、1960年にチリ地震津波を体験した教員が、従来どおりの高台への避難を主張するので、新しい避難先決

浜市小では、このために専門家の意見を聞こうとしていたところ、今回の震災に遭遇した。

震災発生時、校長は、最終的にチリ津波経験のある教員の意見を受け入れる判断をした。その学校の教員としてというより、地域住民のひとりとしての意見が採用されたのである。200 m離れた高台にいち早く逃れ、さらに高い神社に移動し、学校から避難した子ども全員が助かった。

浜市小学校では、地震が来たときは校庭に避難し、保護者に引き渡すように決められていた。大地震当日は、校庭ではなく教室で20人が引き渡されていたが、学校に残っていた150人の子どもは、2、3階および屋上に逃れて助かった。屋上へ出るドアの鍵が、すぐに見つからないなどの混乱はあったが、とにかく学校にいた子どもは命を救われた。2010年2月27日、チリ地震に伴って津波警報が発令された際、地域住民を屋上に避難させた校長の経験が生きたのである。

同校では上記の警報騒ぎの後、津波警報が出た場合、迎いの保護者に子どもを引き渡さず、その解除まで子どもを保護者とともに校舎に待機させる方針を立てた矢先だった。基本的には、その方針が子どもの命を救う結果をもたらしました。

戸倉小、浜市小で犠牲者を出さなかったのは、震災発生時における管理職・教職員の適切な判断にもとづく、既定の避難場所の変更である。その有力な判断材料には、津波災害と津波警報による避難を経験した地域の「知恵」があった。学校防災における「地域の教育力」が実った実際例といえるであろう。

### 2.3. 学外避難開始の遅延に伴う集団受難

石巻市立大川小学校（全校生108人）では、すでに下校していた低学年30人を除く78人中、74人が学校の管理下、避難場所への移動中に押し寄せた津波の犠牲になった。教師は11人中、10人が亡くなった。以下、その「悲劇」の様子を、教師の立場で語る宮城県の元小学校教師・千葉<sup>9)</sup>を介して、要約・紹介する。

地震発生を受け、学校にいた子どもと教職員全員は、校庭に避難を完了し、避難先をめぐり、教員が議論している最中に（校長は有給休暇で不在）、防災無線は避難を呼びかけていたという。しかし教員は、子どもを迎えに来た親への対応と学校に大挙来た避難住民の誘導で混乱していた。これが、子どもの避難が遅れる原因の1つになったとされる。また、大川小学校は、宮城県策定の「津波浸水エリア」外にあり、学校として日頃の津波防災対策が不十分であり、そのことが避難までの混乱と避難行動開始の遅れの誘因になったことも考えられる。

親たちからは、「なぜ裏山に逃げなかったのか」「避難マニュアルがなぜ整備されていなかったのか」「避難先がなぜ決まっていなかったのか」など、マニュアルが不十分であったとする意見が出ているという。実際に、ふだんから裏山で遊んでおり、津波に襲われた

際、様子がわかる裏山斜面を登って助かった子どももいたのである<sup>10)</sup>。

しかし、そのような学校側の対応に、決定的な誤りがあったかどうかの判断はむずかしい。例えば、「東日本大震災と教育」のテーマを公開特別企画で取り上げた日本教育学会第70回大会のプログラム冒頭の「ご案内」文の中に、大川小学校の惨事に関する、次のような大会実行委員長の一節がある<sup>11)</sup>。「学校は地震に対する避難訓練を繰り返していました。教師は子どもたちを校庭に並ばせ、点呼をとっています。確認してから避難をしました。ここまではマニュアル通りです。学校側に瑕疵はないのです」。

前述した千葉の報告を前提にすると、①子どもを校庭に集め、点呼を取る方法で時間をかけたこと、②教師・子どもが避難準備をしているときに、学校へ地域住民が避難に押し寄せたこと、が結果的に事態を悪くしたとの見方はできる。しかし、教師集団は既定の方針どおり動いたわけであるし、もともと避難場所になっている学校に地域住民が逃げて来るのも、当然である。

もう1点、大川小学校は、災害時における子どもの保護者への引き渡し時期・方法に関する課題を残した。宮城県の小・中学生の死者・行方不明者総人数は359人であるが、大川小以外の285人は、全員、学校の管理を離れた場所での犠牲であった。具体的には、学校から親が子どもの引き渡しを受けた後、津波に巻き込まれている場合がほとんどであった。大川小学校の学校の管理下における集団受難は、むしろ例外的で、子どもを守った学校のほうが圧倒的に多いのである。建造物としても、津波により学校が根こそぎ倒壊した事例はない。子を亡くした親の心情は複雑である。しかし、大川小学校の「悲劇」は、冷静に見なければならぬと思う。

#### 2.4. 学校の津波対応3事例からの教訓

学校に津波が襲って来つつあるとき、何を差し置いても子どもをまず安全な場所へ移動させなければならない。そのための日頃からの十分な「備え」と危機に際する適切な判断・行動が、子どもの命を守る決め手である。学校における「備え」には、「釜石の奇跡」のような防災訓練を含む防災教育が重要である。対策マニュアルの整備も重要であるが、それを絶対視すると救われる命も危うくなることは、戸倉小学校と浜市小学校の過去と直近のチリ津波体験が教えている。大川小学校の「悲劇」は、災害時における機敏かつ的確な集団行動の難しさを示している。学校にいる子どもを守るためには、時として親に即座に子ども引き渡さない判断も必要である。

体育は、健康と体力の保持・増進に寄与する教科である。からだづくりは、「生命を守る」教育でもある。防災教育は、教科ないし教科の総体の枠を超えた地域と連携する学校教育活動であることは、前述した3事例から明らかである。しかしながら、防災に関する「地域の知恵」、「子どもの引き渡し」、および防災マニュアルの整備に関しては、本論文

の性格上、いま、それ以上論じるのは割愛し、次に防災教育の観点から、体育の目標・内容・方法および体育と地域の関係について論じることとする。

### 3. 体育の目標・内容・方法と震災からの学び

#### 3.1. 体育の目標—「生命を大切にする」「仲間を思いやる」

表1は、阪神大震災を経験した神戸市立の校園長が、「震災から子どもたちが得たもの」と答えた結果である。

もっとも多い「命の大切さ」86.5%、2番目の「助け合う心」66.0%は、体育の重要な目標である「身体の教育」と「身体による教育」と重なる。

体育でいう「身体の教育」は、通常、健康と体力への働きかけ、およびその結果と考えられている。「体力づくり」とか「からだづくり」という目標概念が当てはまる。「死」は、「身体の教育」の対象物が消滅することであり、「体力づくり」「からだづくり」の目標とは矛盾する。体育と防災教育の最大の共通項は、「生命を守る」であると考えられる。

「身体による教育」が意味するのは、「身体活動をとおしての教育」とか“運動をとおしての教育”といわれる体育の目標である。例えば、小集団学習において協力・共同をする、ルールを作る・守るなどの教育的側面を指し、体育の社会性育成目標といえ、このことである。インターネット配信の写真には、釜石の子どもは、年上の者が小さい子の手を引いて避難する光景が載っている<sup>12)</sup>。石巻の子どもには、体力が弱いお年寄りを助けながら、高台へ避難する行動が見られた<sup>13)</sup>。体育で育む社会性は、そのような人の命を助ける行動とも関連する。

別の問題の立て方をすれば、「運動文化を学習することが実は体育における人間形成であり、体育の本質と考えるべきであろう」<sup>14)</sup> というような体育目標観では、上述したからだづくりと生命を守る行動は、目標に位置づけにくい。また、その「体育の本質」論は、戦前の体育が「軍事力要請としての体力」と「皇国民としての精神力」の錬成に奉仕したとして、「身体の教育」と「身体活動をとおして教育」を、体育の主要目標とすることにも消極的である<sup>15)</sup>。筆者も軍国主義には反対するが、そのためには、平和でなかった時代の体育・スポーツについても、子どもに教えるべきであると考えられる。

表1 全校園長対象アンケート  
「震災から子どもたちが得たもの」(複数回答)

内 容	%
1. 命の大切さ	86.5
2. 助け合う心	66.0
3. 家族の絆	56.0
4. 人とのふれあい	28.4
5. 生きるたくましさ・勇気	23.5
6. ボランティアのすばらしさ	18.5
7. 物の大切さ	17.3

神戸市教育委員(1996)『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市スポーツ教育公社, p.176.

体育は、知的に陶冶する教科と異なり、身体形成や社会性育成といった大きな目標を抱え込んだ“特別な”教科であるが故に、子どもの生命を守る防災教育への寄与が、他教科より大きいと考えるものである。

### 3.2. 体力・運動能力と避難行動

一昔前、身体反応時間を高める運動を意図的に取り入れた保育をしておけば、とっさの動作で交通事故を回避できるという「安全能力開発」論があったが<sup>16)</sup>、その保育実践により、幼児が交通事故から救われた事例があるのかどうか、筆者は管見にして知らない。

しかし、その後40数年、筆者が文献や新聞で知り得た、そして研究会等で聞いた津波から「避難」「救助」する行動は、体育で学習される体力・運動能力と重なっている部分があると思われるから不思議である。

図1は、津波から救助されたあるダイバーが病院のベッドの上で描いたものである<sup>17)</sup>。「上」は、津波で流される家の床板へ、はい上がった人とはい上がろうとする人である。「下」は、流れる家から、別の沈みそうな家にいる人を助けようとしている光景である。水面の上の地面から、流される人に手を差し伸べている人の行動は、テレビに映し出されていた。

学校に逃げてきた地域の人が、浸水した下層階で動けなくなっているのを、上層階にいる人が、体育用のロープやタオルを繋いで引き上げた事例がある<sup>18)</sup>。建物の屋上で、無線アンテナの鉄塔にしがみつき、津波に流されなかった人もいる<sup>19)</sup>。学校のグラウンドまで逃げてきたときに津波に襲われそうになり、野球のフェンスによじ登って助かった人もいる<sup>20)</sup>。

上述したような、「はい上がる」「身体を支える」「人を引っ張る」「ロープを使用する」「しがみつく」「よじ登る」などは、体育の学習指導要領の運動領域でいえば、「体づくり運動」に含まれる。実際に流されたときのことを想定すると、着衣水泳の訓練も役に立つだろう<sup>21)</sup>。そもそも救助法や着衣水泳は、体育の学習指導要領で示された水泳の内容である。

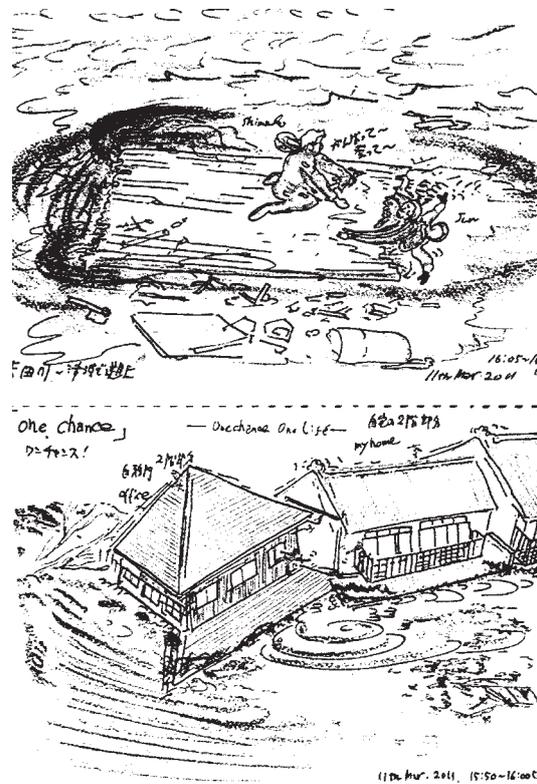


図1 津波からの生還  
（『朝日新聞』夕刊，2011.7.15）

地震が来たら、机の下へ逃げろというのが、「揺れ方」により、それができるときとできないときとがあるようである。東日本大震災では、それができた学校もあるが<sup>22)</sup>、阪神大震災のような短時間の激しいたて揺れの場合、立ち上がる移動自体が困難であった<sup>23)</sup>。その場で、機敏に防衛行動をしなければならない。実際に、「間一髪」で助かった事例も報告されている<sup>24)</sup>。津波は、地震発生後すぐに来襲するわけではない。安全な場所へ移動する時間は僅かながらあるわけであるが、「急いで逃げる」ためには、一定の全身持久力とスピードは必要である。自分の生命を守るためには、体力と運動能力が必要なことを身体で教える教科は、体育しかないのである。

被災地の教師は、「避難所、サマースクール等で、夜になると持参してきたゲーム機器で遊ぶ」「1分間の黙祷ができない」など、震災で新たに増えてきた子どもの生活と身体の様子を報告している。これまでの学校の体育と体力づくり、家庭生活が問われているのである。日中しっかり遊び、食事と入浴を済ませば、あとは最低限の明日の準備をすれば「ボタン、キュー」が、活力に満ちた子どもの姿ではないだろうか。黙祷の姿勢も持続できない体幹筋力や平衡機能では、緊急避難行動はもちろん将来の労働能力自体が憂えられる。

あまりに実用主義的な体育内容論には抵抗を感じる。体育は、防災教育への貢献がすべてないのは、明らかだからである。しかし、教科の体育と教科外の体育的活動の内容、特に体力・運動能力が、防災教育の何に役立つのか、あるいは役立つ内容として何を入れればよいのかを考えるには、よい機会である。そしてついでに、子どもの生活と身体の実状について、教育的な調査・点検をすればよいと思う。

東日本大震災で被災した佐藤<sup>25)</sup>は、自分の生活経験とスポーツ体験を、ライフラインが大幅に制約された震災直後の生活と結びつけて、下記のように述べている。

ここでは、「食べて生きていく」というもっとも基本的な知恵と力の発揮が試されました。水については、登山やキャンプ生活での最小限の水使用による食器や身体の清浄方法が役に立ちました。食事は、戦後の食料事情の悪い時期に粗食で育ってきた生活経験から、お米と味噌だけでもしばらくは大丈夫という心の余裕がもてました。そして日頃愛好しているスポーツで培われた丈夫な足腰が、必要な移動を可能にしてくれました。・・・略・・・。学校教育の内容は、・・・具体的なものや事からそして実践とつながらない、いわゆる「受験学力」に片寄りがちです。ともに生きるための知恵と力について、「身体性」という観点を加味してあらためて深めてみたいところです。

筆者は、その意見にまったく同感である。体育には、文字どおり、「生きる力」の学習になる一面があるのである。

### 3.3. 集団行動と避難行動

『体育（保健体育）における集団行動指導の手引（改訂版）』（文部省，1993）（以下、『集団行動の手引』と略す）が出版されているごとく、体育と集団行動とはもともと関係が深い。その冒頭で、「体育（保健体育）における集団行動の必要性」について、体育における集団行動は、学習の能率と安全のために指導されるのであり、それは学校におけるすべての集団行動のもとになると、説明されている<sup>26)</sup>。

そしてその指導事例の1つに、「健康安全・体育的行事」としての避難訓練（小学校）「普通教室で授業中に地震があり、その後火災が発生したことを想定して」が挙げられている<sup>27)</sup>。そこで示されている移動・集合、人員の確認の流れなどは、たしかに「体育的」である。学校における有事の集団的避難行動と体育の集団行動指導が同じというわけではないが、教科指導としてそれに近い活動をするのは体育だけである。

現在使用されている『集団行動の手引』は、1965年に発行された「体育（保健体育）科における集団行動指導の手びき」（文部省）（以下、「集団行動の手びき」と略す）の改訂版である。当時、戦後、体育から軍事的色彩をもった教材・指導方法を排除していた文部省の方策が、「無秩序」な体育を生み出したという意見があったのは事実である。その意見を後押しするかのようになり、その頃、三重県津市の中学校で女子生徒36人が溺死した海浜水難事件など、大きな学校事故が続いていた。

そして、1964年9月、「集団行動の手びき」の草案が、その翌月に東京オリンピックが開催される「ドサクサ」の時期をねらっていたかのように発表されたのである。しかもその行動様式は、ほとんど旧日本陸軍の「歩兵操典」と同じであった<sup>28)</sup>。それが出て来る経過からして、さらには体育の学習内容に関係なく、「歩兵操典」の行動様式が示されていることからしても、これは集団行動といおうが、「教練」復活である<sup>29)</sup>。そのような「集団行動の手びき」と現在の『集団行動の手引き』における内容構成は、基本的に変わらない問題性がある。しかもその中に、地震の際の避難訓練例が示されているのである。

学校の教練は、1886年の諸学校令により体操科の中に普通体操と並んで定着した兵式体操に淵源がある。その兵式体操が、中学校・高等学校では1911年に、小学校・師範学校では1913年に、教練となって兵式体操に代わり、また1913年に高等女学校に教練が導入されたのである。その教練は、後に、1925年の「陸軍現役将校学校配属令」制定により、現役の職業軍人が担当するようになる（中等学校以上の男子対象）。

そういう歴史を有する学校教練は、当初の兵式体操の趣旨等を代々引き継いでいた。兵式体操の導入を推進したのは、初代文部大臣森有礼である。彼が兵式体操に一義的に期待したものは、身体的な鍛錬や軍事的な戦闘技の習得ではなく、軍人精神を理想とする気質の鍛錬であった。平原<sup>30)</sup>は、「教練の成立過程や目的、内容などを見る限り、体育は単なる身体の鍛錬に止まらず、道徳教育としての性格を強く持つものでもあることが明ら

か・・・」と、論じている。

それではどのような道德教育だったのであろうか。その体験者である城丸<sup>31)</sup>は、次のように述懐した。

気ヲツケ、右ヘナラヘ、前ヘススメなどの「儀式的動作」の団体訓練が、教練の大部分であった。実戦で役立たないそれらの動作の反復訓練は、服従の教育になった。「歩兵操典」が不服従を認めていたのは、弾丸がとび交う状況になったときに散兵して前進することだけだった。換言すると、タマを恐れぬ「攻撃精神」は、美化されていたのである。

軍国主義時代の体育は、そのように生命を大切にしない体力づくりの性格も持っていた。避難訓練は、そもそも自分の生命を守る行動が主体的にできるようにする教育の一環である。そういう意味において、教練化した集団行動による「命令—服従」を強制する体育は、防災教育には馴染まない。

しかし、災害時の避難は寸刻をあらそう。学校は組織的集団であり、限られた時間内でその教育機能を効果的に発揮しようとするれば、ある程度の統制的行動は必要である<sup>32)</sup>。したがって、学校における災害避難行動にも、一定の強制が認められると考えられるが、それを具体的に規定するのはむずかしい。

体育の学習をする隊形に、軍隊のような全国的な統一は不要である。体育における集団行動指導と、防災教育としての避難行動とは、直接の関係はない。教練があれば、災害から逃れられる理屈はない。しかし体育で必要なまとまりも取れない子どもが、有事のときだけ整然と行動できるとは思えない。「命令—服従」の集団行動ではなく、意味を理解した統制的行動ができる子どもに育てることが、体育でも避難訓練でも重要である。

#### 4. 地域との連携—関東大震災時にあった「学校開放」論

関東大震災からの復興事業に関して、教育学者の吉田<sup>33)</sup>は、広義の教育として「市民の衛生とか體育とかいへば必ずまづ公園のことに思い及ぶであらう」と、都市の美観目的の大公園を整理し、子どもの遊園地や市民の運動・散歩・保養に役立つ身近な小公園の増設を提唱した。果たして、関東大震災後、東京市内に新たに大小公園が55が新設され、既設公園が37であったのが、92（準公園15を除く）に増えた（財団法人東京都慰霊協会・復興記念館の壁面展示による）。吉田の提言が生かされた公園の震災復興であった。

さらに、吉田は、「学校開放」の推進も提唱した。日曜日・祝祭日は当然、平日の放課後にも地域の子どもや一般市民に学校の体育施設を開放するのがよいというのである。そうすれば、小公園を新設する効果が得られるからである。そのためには、運動場や体育館等の施設を充実させると、なおさらその便に供することもできるとも、述べている。

学校は是非鉄筋コンクリート化し、屋上庭園や堅牢なる地下室もつくっておくことも提

案している。平生はそれを特別教科の授業等に使うとしても、震災や火災、「未来戦」<sup>(ママ)</sup>の備えになるからである。

吉田は、「要するに小學校をしてひとり小公園をかねしむるのみならず、またこれをしてシビック、センターたらしめ、更に進んでは市民の生命財産の倉庫たらしむるの用意を全うせしむるとは帝都復興の一大限目<sup>(ママ)</sup>たらしむべきである」<sup>33)</sup>と考えたのである。

学校開放については、どこまで具体化されたのか不明であるが、地域における、人々と子どもの「衛生と体育」の観点からの震災復興案として、特筆される。吉田が学校を「シビック、センター」とする構想は、学校の体育施設を利用して子どもの遊びと人々のレクリエーションの場をつくるというもので、国の「スポーツ振興計画」(2000年度策定)のもと、文部科学省が主導し、地方教育委員会や日本体育協会が推進している総合型地域スポーツクラブと似た一面がある。その学校開放の活動に一体化する形で、成人学習の場や地域の防災拠点の役割も担わそうとされており、時代がいまであれば、学校区を単位とするコミュニティ・センターの役割として議論になるかも知れない地域教育論である。

阪神大震災後の地域における防災拠点の見直しとも関連するが、東日本大震災で壊滅的打撃を受けた地域の復興と学校の役割の検討に、90年近い昔の教育学者の提言に耳を傾ける価値はあろう。

## 5. おわりに

以上、体育の防災教育への貢献について、東日本大震災における学校災害を分析することにより考察した。その結果、体育の防災教育機能として、特に次の4点の重要性を明らかにした。

- ① 体育と防災教育のねらいにおいて、子どもの「生命を守る」は共通する。
- ② 体力・運動能力は、災害から身を守る行動に役立つ。
- ③ 学校の防災訓練における統制的行動と服従を強いる軍隊様式の集団行動とは相容れない。
- ④ 子どもの遊びと人々のレクリエーションの場をつくる学校開放を基点にして、地域の防災拠点を考えることができる。

それらは、見方を変えると、体育の教科論でもあった。すなわち、①は、目標論として、「身体の教育」の考え方に関係する。②は、内容論として、体力づくりの教材に関係する。③は、方法として、集団行動指導に関係する。④は、体育の地域教育力に関係する。

そのように多面的な防災教育の機能を持ち、身体の「危険受忍」を伴う内容がある教科は体育だけである。体育は、そういう意味において、他の教科でできる防災教育の内容とはかなり異なる。

東日本大震災の学校災害に関して、マスコミはいろいろと論評する。しかし、数見<sup>34)</sup>によれば、学校管理下における人的被害は1%程度である。子どもと教師が集団的に津波にさらわれた不幸な学校例もあるので、そういうのは忍び難いが、筆者も、数見がいうように「基本的に、学校は子どもを守った」<sup>注1)</sup>と考えたい。東日本大震災を教訓とする教育復興については、子どもの生命を守るために、ぎりぎりの判断と行動した教師の声がしっかりと反映されなくてはならないと考える。すでに、学校の統廃合が俎上に載せられている被災地もある。地域に新たな教育格差を持ち込む震災「復興」は、食い止めなければならぬと強く思う。

最後に敢えて言いたいことがある。筆者は、阪神大震災の被災者であり、東日本大震災には東京で被災した。記憶にない乳児期ではあるが、空襲にも遭い、縁故疎開生活も経験している。阪神大震災後、「地震後数日してから見た長田区の焼け跡は、私の小学校就学前の記憶にある戦後の焼け野原と同じであった。今回の地震体験によって私は、いつどこにやってくるかわからない天災の恐ろしさを学んだと同時に、戦争の悲惨さを思い出した。平和であることのありがたさと、生きておれてよかったこととを、こんなに実感したのははじめてである」<sup>35)</sup>と書いたのは、そのときの偽らざる気持ちである。その16年後の今日、東日本大震災は原発事故を起こした。唯一の被爆国におけるこれからの防災教育は、平和教育の役割も大きいと痛感するものである。

## 注

注1) ちなみに、数見は、同趣旨の発言を、日本教育学会第70回大会(2011.8.24～26、於：千葉大学)の公開特別企画「東日本大震災と教育」において「大津波から学校防災・防災教育の常識を問い直す」の演題のもとで、している。

## 文献

- 1) 東京市(1924)復興と児童問題, 至誠堂, pp.20-21.
- 2) 横浜市教育研究会(1925)震災と教育(教育研究紀要特別号第2輯), 横浜市役所, p.37.
- 3) 上野易弘・西村明儒・浅野水辺・主田英之・足立順子・矢田加奈子・龍野嘉紹(1998) 兵庫県南部地震による直接死並びに関連死の実態調査, 特定研究「兵庫県南部地震に関する総合研究」(平成9年度報告書、成果最終報告書), pp.484-496.
- 4) 東京市(1930)東京市教育復興誌, 東京市役所, pp.313-314.
- 5) 片田敏孝(2011)小中学生の生存率99.8%は奇跡じゃない, WEDGE(ウエッジ) 23(5): 30-33.
- 6) 阿比留久美(2011)『姿勢の防災教育』が『想定外』を生き抜く地域を創る一片田敏孝さん(群馬大学)に聞く, 日本子どもを守る会編, 子ども白書2011, 草土文化, pp.50-56.
- 7) 「あの日、とっさの判断で高台へ児童・園児を救う」, 河北新報(2011.5.11)
- 8) 「先生ら機転 犠牲者ゼロ」, 朝日新聞(2011.2.8)
- 9) 千葉保夫(2011)震災・巨大津波と学校・子ども・地域—宮城からの報告(1)
- 10) 「遅れた避難なぜ、裏山に逃げていれば」, 朝日新聞(2011.6.5)
- 11) 明石要一(2011)日本教育学会第70回大会のご案内, 日本教育学会第70回大会ブ

ログラム.

- 12) <http://sankei.jp.msn.com/life/news/110413/trd11041314500015-n1.htm> (2011.4.13)
- 13) みやぎ教育文化研究センター・日本臨床教育学会震災調査準備チーム (2011) 3・11 あの日のこと、あの日からのこと, かもがわ出版, p.17.
- 14) 丹下保夫 (1963) 体育技術と運動文化, 明治図書, p.185.
- 15) 丹下保夫, 上掲書, p.181.
- 16) 須藤春一 (1968) 「8 安全能力の開発」, 猪飼道夫・須藤春一編, 教育生理学 (教育学叢書 17), 第一法規, pp.390-394.
- 17) 「津波から生還 絵で語る」「ダイバー『訓練のための訓練』、ダメ」, 朝日新聞 (2011.7.15)
- 18) みやぎ教育文化研究センター・日本臨床教育学会震災調査準備チーム, 上掲書, p.41.
- 19) 吉野嘉明 (2011) 私が見た大津波「水の壁押し寄せ屋上に船が迫った」, 河北新報 (2011.4.25)
- 20) みやぎ教育文化研究センター・日本臨床教育学会震災調査準備チーム, 上掲書, p.41.
- 21) 「水難から身守れ 着衣水泳の講習会 気仙沼」, 朝日新聞 (2011.8.28)
- 22) みやぎ教育文化研究センター・日本臨床教育学会震災調査準備チーム, 上掲書, p.37.
- 23) 諏訪清二 (2011) いま求められる防災教育の内容と方法—全国で唯一の防災学科からの提言, 体育科教育 59 (8) : 30-33.
- 24) 川村祐介 (2011) 私が見た大津波「間一髪で民家2階へくそこら中「助けて」の声」, 河北新報 (2011.4.25)
- 25) 佐藤 理 (2011) 大震災、原発事故下の福島から, 教育 787 : 30-38.
- 26) 文部省 (1993) 体育 (保健体育) における集団行動指導の手引 (改訂版) (学校体育実技指導資料第5集), 東洋館出版社, p.1.
- 27) 文部省, 上掲書, pp.49-50.
- 28) 丹下保夫 (1964) 集団行動指導の手びき批判, 現代教育科学 83 : 96-112.
- 29) 正木健雄 (1965) 「集団行動指導の手びき」—体育 (保健体育) 科における—, 教育 162 : 86-90.
- 30) 平原春好 (1993) 配属将校制度成立史の研究 (野間教育研究所紀要 第36集), 野間教育研究所, p.234.
- 31) 城丸章夫 (1980) 体育と人格形成—体育における民主主義の追求—, 青木書店, pp.167-169.
- 32) 木下秀明 (1982) 兵式体操からみた軍と教育, 杏林書院, p.197.
- 33) 吉田熊次 (1924) 帝都復興の教育的考察, 帝都教育会編, 震災と教育 (帝都教育臨時号), 文化書房, pp.454-460.
- 34) 数見隆生 (2011) 学校における震災対応の常識を問い直す—「天災」で終わらせない教訓を探る, 保健室 155 : 16-18.
- 35) 岸本 肇 (1995) 阪神大震災—神戸大学からの報告, 教育 586 : 120-122.